

日中サービス支援型指定共同生活援助事業運営規程

社会福祉法人ひかり苑 グループホームひかり苑

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひかり苑の設置経営するグループホームひかり苑(以下「事業所」という。)
が行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保
するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、地
域での生活を望む障害者(以下「利用者」という。)に対し、利用者の意思及び人格を尊重して、
常に当該利用者の立場に立った適切な日常生活又は社会生活における適切な支援を行い、指定共
同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境
及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用
者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入
浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえ、日常
の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動
等の社会生活上の支援に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、指定一般及び特定相談支援事業者、他の指定障害福祉サ
ービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、
総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令
等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一 名 称 グループホームひかり苑

二 所在地 光市岩狩3丁目1番2号

三 共同生活住居

グループホームひかり苑 光市岩狩3丁目1番2号 利用定員20名

四 指定短期入所事業所の名称及び所在地並びに利用定員

ショートステイひかり苑 光市岩狩3丁目1番2号 利用定員5人

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

二 サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等の業務のほか、事業所に対する指定共同生活援助の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 世話人 5人

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

四 生活支援員 13人

生活支援員は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

五 夜間支援従事者 2人（1ユニットご利用者10名以下につき1名）

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

六 看護職員 1人

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

2 その他必要に応じて配置する。

(入居定員)

第5条 当事業所における入居定員は、20人とする。

(日中サービス支援型指定共同生活援助の内容)

第6条 事業所は、常時1人以上の従業者を配置し、利用者に対する相談、健康管理等の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

(1) 共同生活援助計画の作成

(2) 利用者に対する相談

(3) 食事の提供

(4) 健康管理・金銭管理の援助

(5) 余暇活動の支援

(6) 緊急時の対応

- (7) 日中、夜間を通して必要な支援
- (8) 日中活動の場等との連絡・調整
- (9) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(共同生活援助計画の作成等)

第7条 管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 共同生活援助計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。
- 3 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成するものとする。この場合、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第8条 日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 前項の支払いを受ける額のほか、つぎの各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 食材料費 月額44,950円 (重要事項説明書に明記)
 - 二 家賃 月額20,000円 (重要事項説明書に明記)
 - 三 光熱水費 月額10000円 (重要事項説明書に明記)
 - 四 共益費 月額3000円 (重要事項説明書に明記)
 - 五 日用品費 実費 (重要事項説明書に明記)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、そ

の利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- 4 第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者が日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- 一 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご使用ください。なお、ご利用者の不注意による破損については、弁償して頂く場合があります。
- 二 当施設敷地内での飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- 三 施設内へのペット等動物の持ち込み及び飼育はできません。

(禁止行為)

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者について、病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第12条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

- 2 契約締結に際しては、提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第14条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後1箇月以内

二 継続研修 年2回

- 2 その他、必要な研修

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第17条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

- 3 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束その他行動の制限に関する事項)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（苦情解決）

第19条 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第20条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等

（事業の実施状況の報告等）

第22条 事業所は、事業の実施状況について、定期的に光市自立支援協議会に報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

1 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等の記録を整備するものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第23条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

1 体験の機会・場を提供する機能

施設や病院からの地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

2 専門的人材の確保・育成を行う機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害児者等に対し、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能

3 地域の体制づくりを行う機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(その他)

第24条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひかり苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。